

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年6月28日

京都市長 門川 大作

京都市規則第23号

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則

京都市職員給与条例施行細則の一部を次のように改正する。

附則第5項各号列記以外の部分中「平成21年12月1日から平成24年3月31日まで」を「平成25年7月1日から平成26年3月31日まで」に、「9級」を「8級」に、「第8号」を「第7号」に、「8級」を「7級」に改める。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)